の間における当該旧一般電気事業者が改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気についての第二十二条の規定の適用については、同条（第一項又は第二項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「乗ずる方法」とあるのは「乗じて得た額に、当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「再エネ特措法改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる再エネ特措法改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第三条第二項に規定する特定供給者（以下この条において「旧特定供給者」という。）に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において「旧認定発電設備」という。）により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（当該太陽光発電設備により発電された電気の調達をしなかったとしたならば当該太陽光発電設備により発電された電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）及び当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（再エネ特措法改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者に係る旧認定発電設備に限る。）に係るものに限り、太陽光発電設備により発電された電気に係るものを除く。）に相当する額（当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をそれぞれ十二で除して得た額を加える方法」とする。

の間における当該旧一般電気事業者が改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気についての第二十二条の規定の適用については、同条（第一項又は第二項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「乗ずる方法」とあるのは「乗じて得た額に、当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「再エネ特措法改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる再エネ特措法改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第三条第二項に規定する特定供給者（以下この条において「旧特定供給者」という。）に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において「旧認定発電設備」という。）により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（当該太陽光発電設備により発電された電気の調達をしなかったとしたならば当該太陽光発電設備により発電された電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）及び当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（再エネ特措法改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者に係る旧認定発電設備に限る。）に係るものに限り、太陽光発電設備により発電された電気に係るものを除く。）に相当する額（当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をそれぞれ十二で除して得た額を加える方法」とする。

備考　表中の［　］は注記である。

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第五条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立入検査の結果の報告）	（立入検査の結果の報告）
第十五条　推進機関は、法第百七条第十二項の規定による報告をしようとするときは、様式第十四の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十五条**　推進機関は、法第百七条第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第十四の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（立入検査の身分証明書）	（立入検査の身分証明書）
第十六条　法第百七条第十三項の証明書は、様式第十五によるものとする。	**第十六条**　法第百七条第十二項の証明書は、様式第十五によるものとする。

様式第十四を次のように改める。

様式第14（第15条関係）

立入検査結果報告書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関

理事長

住　所　　印